

～ 水銀使用製品の適正な処理についてのお願い ～

水銀体温計、水銀血圧計、気圧計、湿度計、廃乾電池・ボタン電池、蛍光管・蛍光灯、医療機器（ガス滅菌器）などには水銀が含まれています。

これらの水銀使用製品は、不適正な廃棄や処理を行えば、大気や水、生物中の水銀濃度が高まり、地球環境や人の健康に悪影響を及ぼすおそれがあります。

事業所等から排出される水銀使用製品については、産業廃棄物です。

産業廃棄物として適正に処理していただきますようお願いいたします。

エコクリーンピアはりまでは水銀使用製品の受入れはできません！

エコクリーンピアはりまでは水銀使用製品は処理不適物で受入れできません。

また、事業所などから排出される産業廃棄物も受入れできません。

水銀使用製品が焼却炉内に混入すると、焼却による排ガス中の水銀濃度が上昇し、活性炭噴霧や焼却炉の緊急停止等の対策を講じるも、場合によっては一時的に煙突から大気中に水銀が放出されてしまうことになります。

また、ごみ焼却炉を停止することで安定的な運転ができないため、環境負荷や経済的負担の増大にもつながります。



水銀使用製品の処理方法について

水銀使用製品（産業廃棄物）の処理及び収集運搬を委託する場合は、水銀使用製品産業廃棄物の処理を事業範囲に含む許可を有している業者に委託する必要があります。

産業廃棄物の処理及び収集運搬業者については、兵庫県東播磨県民局地域振興室環境課、もしくは、(一社)兵庫県産業資源循環協会にお問い合わせください。

- 兵庫県東播磨県民局地域振興室環境課
☎079-421-9130
- (一社)兵庫県産業資源循環協会
☎078-381-7464

水銀に関する水俣条約について

石炭利用などによる人為的な水銀排出が、大気や水、生物中の水銀濃度を高めている状況を踏まえ、地球規模での水銀対策の必要性が認識される中、「水銀及び水銀化合物の人為的な排出から人の健康及び環境を保護すること」を目的とした「水銀に関する水俣条約」が2013年10月に採択され、日本では2017年8月16日に発効されました。世界的に取り組むことにより、水銀の人為的な排出の削減を目指しています。

※水銀使用製品の処理について、詳細は環境省ホームページ「水銀廃棄物ガイドライン」をご覧ください。